

令和元年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月10日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 令和元年12月10日 午後1時00分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2. その他

5. 出席委員（20名）

委員長	板津博之	副委員長	野呂和久
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	中村悟	委員	山根一男
委員	酒井正司	委員	天羽良明
委員	川上文浩	委員	山田喜弘
委員	澤野伸	委員	勝野正規
委員	渡辺仁美	委員	大平伸二
委員	田原理香	委員	中野喜一
委員	松尾和樹	委員	奥村新五

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長	伊藤壽	監査委員	川合敏己
----	-----	------	------

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長	牛江宏	総合政策課長	肥田光久
財政課長	渡辺勝彦		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次敏宏	議会総務課長	梅田浩二
--------	-------	--------	------

議 会 事 務 局
書 記

下 園 芳 明

議 会 事 務 局
書 記

松 倉 良 典

○委員長（板津博之君） それでは大変お待たせいたしました。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、12月6日の予算決算委員会に引き続き審査を行います。

本委員会に付託された議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について、議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3議案について議題といたします。

初めに、議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）についての明智光秀公像制作委託料についての再質疑を行います。

それでは、意見のある方はマイクのスイッチを入れて、委員長の許可を得てから発言してください。

○委員（山田喜弘君） 私の事前質疑のところ、前回ブロンズ像、台座、そして設置の付随費用について根拠をお尋ねしたところ、答弁のほうでは澤野委員のほうへお答えしたということで説明が割愛されたところがございますけれども、制作費全体像で3,100万円ということでありました。改めまして、澤野委員への答えとしてはブロンズ像の費用が2,770万円、4分の1スケール版が330万円ということございましたけれども、設置付随費用についてどのように見積もってみえるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○総合政策課長（肥田光久君） よろしくお願ひします。

当日、付随費用としまして、基礎工事等に係る経費が必要になるというふうに御説明を申し上げました。それにつきましては、内容は御説明申し上げましたが、金額については触れておりませんでしたので、改めて説明をさせていただきます。

まず設置場所、ブロンズ像が立つ場所の基礎工事、これはその台座の下の基礎そのものと、それから周辺の養生、そういったものを含んだ工事として約52万円、それから道路の舗装が傷んだ場合の修繕工事として約92万円、合計144万円が必要になるであろうというふうに現在見込んでおるところでございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） それは改めて令和2年度の当初予算に計上するというところでよろしいですか。

○総合政策課長（肥田光久君） はい。当日もそのように御説明をさせていただきましたけれども、必要額は令和2年度の当初予算要求に計上をしていく予定でございます。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、念のための確認ですけど、4分の1スケール版の330万円というのは、これはどのように活用するものなのか説明をしていただけないでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 来年から始まります明智光秀博覧会の会場で展示をして、PR等に活用していくと、当面そういった計画がございます。

○委員（山田喜弘君） それで、活用し終わった後はどのようにしていくんですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 現時点でこういうふうにとり具体的なものは決まっております。

ません。

○委員（山田喜弘君） そうすると、法人・団体からの900万円以上に300万円相当のもの、4分の1スケール版を進呈するというのとは別のものだということの理解でいいですか。

○総合政策課長（肥田光久君） はい。これについては、また制作をお願いしていくものというふうに考えておりますので別のものがございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 当初の説明で、一部触れられているのだと思いますが、ちょっと十分認識、理解ができなかったので、再度のお尋ねをします。

このブロンズ像建立に当たっては、寄附については3,100万円以上の公募をかけております。予算も総体としては3,100万円相当だろうというふうに聞いておるわけですが、この補正予算書の中では1,550万円という数値については各所で見かけます。それで、ここに出ていない部分といいますか、説明の欄で記載のない部分が、一定額あるんじゃないかと思って、それはどのような構成になっているのかをお尋ねしたいということでもあります。

まず、歳入に関しては寄附金の欄で総務費管理寄附金というのが1,550万円出ております。これは入の部分で、出に関してはその次の総務費の委託料のところでも明確に1,550万円が建立委託料として計上してあります。

お尋ねしたいのは、そういうことであれば、入と出が合致しているんですけど、それだと1,550万円になって3,100万円のちょうど2分の1の額に相当すると、そうすると残りの2分の1はどこに書いてあるのかということ、私なりに一生懸命考えてみたわけですが、その上の総務管理費の7、企画費の中にその他の欄で1,550万円が財源内訳としては載っていると。それで、支出の項目は謝礼となっている。その謝礼が3,502万円という金額になっているので、この謝礼という中で1,550万円が出てきてこれと全体を合わせると3,100万円になるのかなというふうに勝手に思い込んだんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それとも別の説明があるのでしょうか、そこをよろしくお願いします。

○総合政策課長（肥田光久君） 補正でお願いしました1,550万円、これは半額に相当します。

今、議員御質問の残りの1,550万円でございますが、資料番号2の補正予算書の6ページをごらんいただきたいと思いますが、第3表 債務負担行為の補正ということで、これの1つ目の事項で明智光秀公像建立経費ということで、令和2年度を期間として限度額1,550万円、残りの残額を債務負担行為としてお願いをさせていただくものでございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 債務負担行為はわかるんだけど、だから、その債務負担の内容的に言うと、まだ説明されていないわけだね。令和2年度の当初予算で、1,550万円相当の支出の部分の予算が当然出てくるという理解でよろしいわけでしょう。そうすると、ただ事業としてはもうこの補正予算を決めることでスタートするわけですから、全体像が。そのうちの半分はちょっと先送りしておくけど、それは間違いなく出すよという、担保保証するわけですよ。じゃあ、何のためにその支出はするか、支出の細目というのは主にどういう費用名目なんだろうという、それはまだわかっていない。

○総合政策課長（肥田光久君） それにつきましても、先般まで御説明をさせていただきましたけれども、委託費として支出をしていくということになります。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。繰り返しになって申しわけないんですけど、この補正予算で議決いただければ、1月に入りまして、神戸先生と全体、3,100万円で、要は2,770万円の本体と330万円の4分の1スケール版を合わせて制作委託という形で契約を結ぶということになります。そうしますと、その時点で契約は1月から早くも6月相当ぐらいまで結びますので、2年間にわたる契約になります。その中で支出が、今年度については、契約当初に先生から半分お願いしたいというようなお話があって1,550万円を計上したものが、今伊藤委員からの今年度の金額分、そして残りの分はそのまま委託として、令和2年度にかかりますので債務負担として計上してあるということですので、ちょっとくどのようなお話で申しわけございませんが、御理解のほどお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑。

○委員（富田牧子君） この前尋ねたときに、お金が足らなかったらどうするんですかという話をしたわけですけど、そうすると、ふるさと納税の項目にそれがあるので、ふるさと納税が使えるというふうに言われましたけど、私がきのうさとふるを見たら、11月8日ですよ、変わっておったのが。建立というのが名目に書いてあったのは11月8日からなんですよ。だから、それ以前に2つの項目があったかもしれませんが、その項目の中には、一つもその銅像の建立が目的だと、そのためにふるさと納税を下さいというふうには書いていなかったと思いますので、あくまでも、そこから支出を出すと言ったら11月8日以降のふるさと納税分からですよ。わかりますか、言っていること。

○委員長（板津博之君） これは財政課長でいいですか。

質問はわかりますか。

○財政課長（渡辺勝彦君） はい。前回のお答えでも、どのように今の寄附金について、例えば充てる、充てないというのは現時点では決まっていないというお話をさせていただいたので、その答えのままです。

○委員（富田牧子君） そんなことはないですよ。2つ、何かがつつりというのと何とかというのが、ふるさと納税であって、そこから出せるんだみたいなことをあなたは言ったと私は思っておりますけど。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今年度の当初から、今言った山城がつつり応援と、それから、明智光秀誕生の地応援というのは、新しくその2つのメニューをつくりましたというお話はさせていただきました。あと、そこに入ったお金をどうするかというようなことは、前は特に、現時点では決まっておられませんという御回答のつもりでしたので、そのように御理解を、現時点ではということで御理解いただければと思います。

○委員（富田牧子君） 明智のほうですけど、聞くのは山城のほうじゃなくて、ここに11月8日から銅像建立とあったんですけど、その前、だから今年度のそれを上げたときから、最初のときはそれは銅像建立なんて話は入ってなかったですよ。ふるさと納税のそのメニュ

一の中に。

○財政課長（渡辺勝彦君） どこに充てる、充てないというお話は現時点では決まってないということは今お話ししたとおりですが、富田委員御質問の「戦国武将明智光秀誕生の地応援」の応援の説明の中に建立が入っていないかと言われますと、11月8日以前からこうだったことも例として記載はしております。

○委員（富田牧子君） いつからですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今の時点でいつからかと言われると、ちょっと把握ができないのでわかりません。

○委員（富田牧子君） そんなことがわからないでどうするんですか。自分で出しているわけでしょう、それって。私、これを持ってきたのは、この前のときに配られた明智光秀博覧会2020 in 可児という資料で、この中に、大河ドラマ関連事業スケジュール総括表というのがあるわけですよ。例えば、明智城の展望台の看板とか、明智城支障木伐採とか、それから明智城の石畳を洗浄するとか、そういう事業とか、大変細かく書いてあるわけ。それで、明智城登城路線整備とかいっぱい書いてあって、もっと前からそういう話があって、そのふるさと応援寄附金の中にあるなら、どうしてこの表に出てこないのかというのがとっても不思議です。

ですから、後で取ってつけたような話をして、それでふるさと応援基金は何でも使えるんだ。明智城だったら何でも使えるんだとか、そんなこと言ったら、ますますふるさと納税のこの基金の中身が本当にいいかげんになってしまう。私は絶対、大体税金のかわりにこういうことをやるということは反対なんだけど、それでも明確に目標が決まっていれば、それはそれでそういうふうにするということはいいと思うけれど、目標に決まってもいない項目もこれも使えますよ、あれも使えますよなんていう話になったら、本当に何のために皆さんは寄附をされるのかというふうに思ってしまうんですが、いつからなんですか、書いたのは。もう一遍はっきり言って。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今は手元にいつからかという資料がないので、ちょっと答えかねますので。

○委員（富田牧子君） そんなことでよくやっているね。財政課長でしょう。それで、ふるさと応援寄附金でお願いしますと言っているわけでしょう。何でそんなことが答えられんですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今手元にある資料で更新日というのが出てくるもの、印刷したものがあるんですが、これでいくと4月1日になっておりまして、打ち出したものを見ると4月1日から明智光秀誕生の地応援の中に、光秀像の建立等というのは入っていますので、この資料で確認する限り、4月1日からこの文言は入っているというふうで理解しています。以上です。

○委員（富田牧子君） ということは、もっと前から決まっていたということなんですよ、

話がおかしいでしょう。6月とか8月に市長が話をしてこういうふうになったという話じゃなくて、今の話では、4月の寄附金を集めるときからそこに載っておりましたよと言われるものだから、ますます私はちょっとびっくりしてしまいましたけれど、そんないいかげんな話ってないんじゃないですか。

そうしたら、初めからこういう像も建立しますよと言ってくればいいいわけで、おかしいんじゃない、それ。

○委員長（板津博之君） 企画部長、何かございますか、その件について。

○企画部長（牛江 宏君） まず、4月の時点という話で、この資料の正確性からいえば、例示であるということですし、その後、これは済みません、最後は私どもが配慮が足りなかったという前回の話になるんですけれども、市長が6月の議会答弁でそういうことも考えたいとおっしゃったのも事実ですけれども、その時点でじゃあ執行部側として詳細な内容が決まっていたかというところと決まっていなかったのも、これは事実です。

その後、詳細な情報が整理できて、議会のほうにお知らせさせていただいたのが10月でしたので、それについてはその途中のやりとりが配慮が欠けていたということについては、これはおわび申し上げます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかの質疑はございますでしょうか。

○委員（川上文浩君） やっぱりずっと見ていると、質疑もしますけど、本当にもうちょっと時間をかけて計画的にやって、市民の皆さんの意向を聞きながら手続を踏んでやっていけばいいものになっただろうに、つくづく残念と言うしかない。謝るだけなので何を聞いてもあれだとは思うんですけれども、1点、2点ほどある。

1点は、最終的にこれは折り合ったわけですよ、値段がね。さっき言った2,770万円プラス330万円ですかね。折り合いという交渉事は、当然企画部でやられたんですよ。その制作者との。これはどういう状況の根拠があってこの値段になったのかというところの部分がわかれば結構。わからなければ、もうこういったものなので仕方ありません。芸術品ですからとおっしゃるならそれで結構です。

○企画部長（牛江 宏君） まず交渉につきましては、私と総合政策課長が常に先生と対面してお話をしております。

金額については最終、本当に金額が決まったのは、申しわけございませんが、本当にこの間、総合政策課長が申しあげました10月24日ということですが、その最後のところでは少し、これは交渉ではなくて、先生がいろんなものを過去の自分の作品の制作例その他を勘案して、最初提示された金額から確認する中で変化はしておりますけれども、その時点で一回一回確認はさせていただいていますが、例えば次のときに、じゃあ先回のこの金額でというお話したときに、ちょっとそれについては台座のところもお金ももう少しかかるかもしれないということで出てきた金額が今回の例ですので、その点については十分交渉はさせていただいていますし、こちらのほうとしても値引きという交渉、先回のときにも御質問がありましたけれども、その点についてもできる限り、せっかくなので私どもとしても手ごろな

価格にはお願いしたいという、そういう点についてはお願いしたという結果でございますので、よろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） 広報の流れを見ると、最初2,500万円ぐらいで広報紙の紙面ができ上がってきたのが最終的に変わっているというようなことも目にしたものですから、それも途中で上がっていったんだろうなということは、基本的に井勘定ということですか。

○企画部長（牛江 宏君） 私からその発言は肯定できませんので、あくまでも先生からの提示金額がそうなったということで御理解いただきたいと思ひます。

○委員（川上文浩君） 例へば、この3,300万円の内容全てを細かく説明してくれという資料はあるわけですか。

○企画部長（牛江 宏君） あくまでも口頭のやりとりだけで資料等はございません。

○委員（川上文浩君） メモもなしで、口頭のやりとりだけで値段が決まっていた、何千万円もするという。そんなことはないですよ。

○企画部長（牛江 宏君） 記録はとってありますので、記録のメモとしてはありますけれども、あくまでも先生から正式な見積書とか、そういうものでいただいたものではございませんのでよろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） やはり、こういうものはそういうものなんでしょうか。

私はそういうものであっても、きちっと見積もりなり何なりを出して、例へば美術館1個つくるときにいろいろなものを買うんですけれども、美術品を必ず見積もりを出して、作者だとか画商からやりとりをして、見積もりを上げてやっていくということなんですけど、そんなふうなんですか、全部。

○企画部長（牛江 宏君） 予算計上の段階で、見積書を正式にいただくというのは、それは所管部署としての根拠資料としてはありますけれども、正式なその契約前に当然今のような話はあると思ひますが、今の段階ではないということもあり得るというふうに理解しております。

○委員（川上文浩君） ということはやはり、予算の積算根拠というものが非常に乏しくて、悪い言葉で言うと井ということになるんですけれども、折り合うところで折り合ったというような形で、ここでじゃあ手を打ちましょうというような会話が目に浮かんでくるという表現しかできないですわね。ということでやられたんだなあということていくと、やはり積算根拠が非常に乏しい内容なのかなというふうには私は思ひますね。

それともう一点、これはもう一回だけ確認させてください。

もう少ししっかりと計画を立てて、来年度、令和2年度の当初予算のほうに入れて、しっかりと議論したり調査したりしながら進めていくという方法はあったと思ひますけれども、いかにも申しわけない、申しわけないとかということで突然の補正予算を組んで、来年6月に間に合わせなくちゃいけないという根拠と理由に、物すごく僕は乏しくて、説得力がないので、その辺でやはりもう少し時間をかけて、令和2年度の当初予算で計上して、もっとみんなに意見をもらって周知して進めるという方法はなかったわけですか。

○企画部長（牛江 宏君） これはせんだって課長のほうから説明させていただいたとおりです。繰り返すということは余りしたくはないんですけども、今回補正予算で出ささせていただいたというか、出すことになった理由も含めて、先回お話ししたとおりでございまして、何とか1月から始まる大河ドラマを活用した、この明智光秀全体を盛り上げる一つだということで、かなりスケジュールも厳しい中で私どもも上げさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかの質疑ございますか。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、先生に払う着手金とか1,550万円についてはちょっと教えてもらいたいんですけど、可児市前払金取扱要綱に該当するものですか。

○委員長（板津博之君） 暫時休憩とします。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時29分

○委員長（板津博之君） 会議を再開いたします。

○総合政策課長（肥田光久君） 今回、総額の半額を払うということにつきましては、これは工事等に該当するものではございませんで、契約担当に確認いたしましたところ、これは双方が任意で取り決めをして契約書にきちっとうたい込んで進めることで問題ないというふうには確認をとりました。ただ、それが規則のどこに書いてあるとか、そういうことはちょっと済みません。確認をしないと現時点では今お答えできません。以上です。

○委員（山田喜弘君） それなら調べておいてください。

これに該当する場合、工事の該当する場合は基本10分の4、条件があれば10分の6までということなので、10分の5を出していることについて、根拠があれば教えてもらいたいということなんですけど、それは規則を探さなければわからないということですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 明文化した規則があるかということも含めて確認はしたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、担当には確認をして進めてきておるところでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（富田牧子君） 4月からふるさと応援寄附金で募集したという話でしたので、4月から今までどれくらい集まりましたか、この明智光秀誕生の地応援は。

○委員長（板津博之君） すぐわかりますか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 11月の末現在で寄附金全体が約2億5,000万円ぐらいありますが、明智光秀誕生の地応援は8,400万円ほどになります。

以上です。

○委員長（板津博之君） 済みません。それはクラウドファンディングは入れずにとということで、ごめんなさい、私が質問しちゃって。

○財政課長（渡辺勝彦君） はい、別です。

クラウドファンディングのほうは明智光秀公像応援ということで 11 月 8 日から始めておりますが、今言われた戦国武将明智光秀誕生の地応援は 4 月 1 日からやっていて、可児市まるごと応援から 10 個ぐらいの応援メニューがあるんですが、全体で 2 億 5,000 万円ほど、今 11 月現在で、今回トータル 2 億 7,000 万円ぐらい集まるだろうという今回補正予算を 12 月に上げています、寄附金として。明智光秀誕生の地応援のほうは 8,400 万円ぐらいです。丸ごと応援なんかですと 7,800 万円ぐらい、応援メニューとしては入ってきています。その他もろもろはそれぞれです。以上です。

○委員（富田牧子君） 8,400 万円もあるなら、3,100 万円なんか簡単な話ですよ。

じゃあ、それを使うわけですかね。どういうふうなんですか。今回こういうふうに乗っているけど、その財源内訳は全然載っていないし、全く一般財源を使うみたいな話で 1,550 万円載っているわけだけど、この 8,400 万は使う気があるのかないのかどっちですか。

○企画部長（牛江 宏君） 最終的には、どこにどの寄附金を充てるかというのは、財政の調整の中というふうに御理解いただきたいんですが、まずはやっぱり最初に市長が、建てるには皆さんから寄附をいただいて建てたいという、その気持ちをしっかり私ども職員としても進めたいと思っていますので、そのためにまだこれから、少なくともこの年度内は 3 月まで、そして来年度以降も 3,100 万円という今回の建立に関する金額については積極的に寄附を募っていきたいということで、今も努力をさせていただいていますし、今後も努力したいということで、単純にそのお金を充てるというのではなく、申しわけございませんが、まだそれ以外にも大河ドラマに関するいろんな事業を進めたいということで、非常に大きなお金を実行委員会に負担金として出したりしておりますので、そういうものにも使いたいという思いはございます。

そのため、今おっしゃられたところについては、まだまだ私どもが集めるという努力の中で、どうしてもというときにどうするかという最終判断はあると思いますが、まだそこまでは決まっておりませんのでよろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 今、富田委員から指摘のあった側面についてなんだけど、先般、平成 30 年度のふるさと応援寄附金の内訳が議会へ報告されて、それを見ていたら約 30 年で 1 万件ぐらい、1 万を超える件数が応募されているわけですね。いろいろ、いろんな名目が載っておるけれども、使途目的、使用目的を特定しない人たちもやっぱり 4,000 件ぐらい超えてあったんですよ。だから 10 分の 4 ぐらいは、ここにとやらずに市税全般ということで扱われている。多分この傾向は同じように、新しく、像購入も含めていろいろ打ち出しているから、山城とかいう形でふえる部分と比率は変わるでしょうけれども、やっぱり一定額の 2 割なり 3 割なり出ると。

今、トータルが 2 億 5,000 万円超えているという話だから、相当額が特定せずに使える。今回のこの募金、ほかにいろんな使うところがたくさんあって大変だと思うんだけど、いろいろ勘案して、最終的には使途を定めていないようなものもそこへ繰り入れていく。光秀像

だとか山城関連だとかドラマ館だとかに適当に割れると思うんですけど、そういう処理で結局、最終的には寄附金を有効活用するという考え方は基本的に変わっていないですね。

○企画部長（牛江 宏君） おっしゃられるとおりでございまして、中には基金にためていくというものもございまして、一概にその当該年度の事業の中へ割り振るというものだけではございませんので、その辺だけは御了解いただきたいと思ひますし、その点については、決算の中でお知らせはさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませうか。

〔挙手する者なし〕

ちよつと済みませう。

私から、1点だけクラウドファンディングについてですけれども、現在27万円、8人の方から、きのう私見させてもらったらそういうふうになっていたんですけれども、現在5%で目標金額が500万円に設定されているんですけど、この500万円という目標金額にされたというのは何か理由があるの。あれば教えていただきたいんですが、いかがですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） クラウドファンディングで、さとふるで入ってくるのがいわゆる機械でというかネットで入ってくる部分で、それ以外に申出書で入ってくる部分がありまして、きのう御説明した総合政策課長が、トータル80万円ぐらいのお話をされていますが、ネット以外で現在ですと40万円ほど入っていますので、そういったこともありまして一部ということと、あとさとふるのクラウドファンディングをやるときに、余りに高い金額のものを最初から設定するよりは、ある程度金額を切つて、それで時期も切つて、それが過ぎたらまたそこからさらに追加というほうが、一般的にはそういうやり方をしているというアドバイスをいただいたので、それに倣つてポータル会社側、さとふるのアドバイスをいただいてそういう設定をしたところですよ。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、質疑はこれにて終了とさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、これで質疑を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。執行部の皆さんは退席してください。ありがとうございます。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時50分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、明智光秀公像制作委託料についての自由討議を行います。

意見のある方は挙手願ひします。

○委員（川上文浩君） この場では言えませうけれども、いろんな話が、市長発言が漏れ伝わ

ってきています。職員からも聞きました。

ある意味、これでは職員は本当に物すごく不安であろうし、議会对応にしても物すごく大変であろうというふうに私は思っておりまして、やっぱりブロンズ像建立以前の話として議会手続というもの、議案上程していくもの、そしてそういった二元代表制の機能というものをないがしろにするようなこういったやり方には、私は納得はできないし、しようとも思わないので、やはり我々は市民福祉を上げるためのしっかりとしたパートナーだと思っています。議事機関として。決めたことは責任を持って我々もやっていく以上は、やはりもう少ししっかりとした説明、そして相談も含めて、よりいいものになっていく。僕はよく言うんですけれども、市長案が全て正しいわけじゃなくて、その間違っている、また修正しなくちゃいけない部分を我々議会が、広聴機能を使って市民から広く意見を集約して、そこに達していく、または削っていくことによって、より市民福祉は上がるというふうに僕は常に思っておりまして、今回のこの議案の上程の仕方、やり方、それから山田委員もおっしゃいましたけれど、もう反対できないような状況、外堀を埋めてとおっしゃいましたけれども、これはまさしくそういう状況をつくられたということで、お互い相手先がある、神戸先生に対する私は恨みも何もありませんので、そういう意味では、その相手先にも失礼なやり方ですし、かえってこういうやり方をすることによって、私はやはり、明智光秀で盛り上げていこうというのに水を差す。だから、明智光秀なら何でもいいんだというのは僕はそうは思っていないので、ある程度自制をきかせながら、ある程度予算も何とか少ない予算で最大の効果が上げられるように努力していくというようなことは非常に大切だと思います。

特に議会なんかがやっている視察対応なんかは、一切経費が発生しない中であれだけの効果を生んでいるということ、よく執行部も勉強していただきたいと思っておりますし、学んでいただきたい。我々ははっきり言って、これは市民福祉向上のためにボランティアとしてやっているんだということを本当にわかっていただきたいなというふうに思います。

ですからある程度の、私は補正予算の修正案ということで出させていただく予定でありますけれども、今回だけはそのまま私は見過ごすことはできないなというふうにつくづく思っておりまして、やはり職員のため、市民のためにも補正予算の修正案を私は出させていただく方向で用意させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（板津博之君） この自由討議は、討論に入る前の、いわゆる討論に参考となるような、そういった意味合いで自由討議とさせていただいておりますので、そういう意味合いを含めて、また発言のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（富田牧子君） 先週の土曜日、朝7時台のNHKニュースがありました。そのNHKニュースは何をやっていたかという、京都府の宇治市で、市が名所紹介をやる動画をつくったんですけど、平安貴族がモンスターをやっつけながら名所をめぐるというふうなもので物すごく評判が悪かったんですけど、それを寄附金を集めたけれど、寄附金が176万円しか集まらなかったと。足らないもんだから、その動画のお金を払うのに税金を使うということで、市民が反対をしているということ、市民に初めに相談がなかったと。こんな動画でい

いのかという、そういうこともなかったので反対をしているという話でした。

今、やっぱり税金の使い方ってすごく大きな問題になっていると私は思うんですね。ふるさと応援寄附金も税金の一種です。そういう寄附金という名前がついていてもね。税金のかわりだから、これを出せば控除されるわけですから、私はそういうところに明智光秀像を税金を使って建ててほしくない。建てたい人から寄附をいただいてやるというのは別によろしいと思いますけれど、それに税金がということは反対です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

自由討議ですので、自由に発言していただいて結構です。

○委員（酒井正司君） 現状分析は伊藤健二委員が推測を交えてですが、私は全くそのとおりでと思いますし、正論で言えば、川上委員の議会制民主主義、まさにそのとおりで、じゃあ正面切ってそれにきちんと反論できるかいうと一切反論の余地はないなという。ただ、地元で聞きますと、非常に冷めていますね。3,000万円というだけでもみんなびっくりします。

ただ、もちろん大河ドラマが可児市に来るなんていうことは、本当に千載一遇のチャンスで、何とかしたいよねという思いは一生懸命伝えましたが、大変冷めた意見しか返ってこなかった。

1点だけちょっと、私も今非常に迷っているんで、皆さんと共有したいなと思うのは、事業着手がされていないという執行部の答弁なんですね。ただ、これの判断で私も態度を決めようかなと思うんですが、準備行為は当然認められるんですが、事業着手がされていないという反論は無理だと思うんですね。やはり広報に載せたもろもろ、先ほど来のお話を聞いていて、執行部の答弁も含めて事業着手は明らかにあるなど。準備行為はもう逸脱しておるなど。それと私、一番最初に執行部に聞いたのは、思いはわかるし、一生懸命やりたいわね、あんたら庁議で決まっていなことを正面に立って弾よけになってくれてと言いましたけど、ただ一番肝心だった、じゃあ今後それを防げますかという質問をしたんですが、その答えが来ていないんですよ。ということは、今後の市政運営ということの方向性を、民主性といいますかね、それをちょっと危惧しているんですよ。ですから、その準備行為で済ませられる範囲だったか、事業着手まで踏み込んでいたかということ、ちょっと皆さん、御意見があればぜひお聞かせしていただきたいなと思います。

○委員長（板津博之君） 今、酒井委員から、事業着手、これはしていたんじゃないかという部分での皆さんに問題提起がございましたけれども、この件については、何か御意見のある方見えますでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 私もその辺で質問をかけておりました。そこが一番気になったところとか、もしそれがあれば、提案の中身に入る前にこれはもうおかしいということになると思ってずっと質問していました。ただ、回答はしていないということでもずっとありました。何度も私も質問しました。入りの部分、出の部分も何度も確認をしましたけれども、ないという。最終的にも確認したけどないという、違法性もないということを確認しましたので、執行部はないということなので、それを信じるしかないかなと。

疑問点は残りますよ。残るんですけど、回答がそうであったので、もうそれを信じるしかないのかなというところでの、私は判断をしたいというふうに思っています。

○委員（川上文浩君） 私もいろんな方に聞いていく上で、やはりそこがこれは審議前に完全に事業着手をして、事前準備の度を超えているんじゃないかということをお聞きしました。本年度の予算を流用して補正予算に組まれている事業に対して、予算を執行していることに関してはどうかというふうに聞きましたけれども、それは度合いによるけれども、グレーの部分ですけれども、何とかぎりぎりセーフなんじゃないだろうか。ただ、否決になった場合の後の監査とか、そういう部分ではちょっと大変にはなってくるだろうと。ただ、それをはらんでいるということは、きちっと頭に入れておかなくちやいけないことであって、例えば全てが全部通るといふ、議案でするので通るとは限らないわけで、その可能性もあるのに先走っていくということは、余りにも危険な行為であって普通はやらないということはおっしゃっていて、そこが違法かどうかというのは、ちょっとこれはわからないねという、すぐにはわからないんで調査しないとわからないね、やはりしないとわからないねということでありました。

ですから、その辺のところはやはり判断はこの短時間では無理ということになって、もう少し時間があれば調査とかしてどうかなということにはなるわけですが、当然これは可決してしまえば、可決すればそれでよかったねということに進んでいく。ただ、これが本来、今後そういうことがないために、調査をしてこういうことがないように、これがグレーであったらグレーなことはやめようねということだと思えます。白じゃないとやっぱり行政ってやっちゃだめだと僕はずっと思っているんで、グレーを使い出すともう大変なことになってしまいますので、それこそグレー部分はあるんですけど、極力短くして小さくして、名古屋大学の市橋先生の教えでしたけれども、やっぱりそういう部分ではちょっとひっかかる部分はあるけれども、完全に違法ということまで指摘できる立場にはないと、今澤野委員言ったように、完全に、じゃない、違法ではないというふうに、議事録にも、記憶にも記録にも残りますので、そういう意味では後から調査をしたほうがいいのかというふうに思います。本当によかったのかなと。ただ余り二元代表制として褒められる行為ではない、首長側の、本当に下手すると越権になってしまうよということはあると思います。

○委員長（板津博之君） この件でも結構ですし、ほかの部分でも何か御発言あれば、この時間でもお願いしたいと思います。

○委員（山根一男君） 今の議論もそうですけれども、グレーだと思います。どういうふうにも捉えようがあるかもしれませんが、ただこれが公金横領とか、犯罪に結びつくようなことであれば徹底的に調べる必要があるかもしれませんが、よかれというか、市民福祉を上げるためにといいますか、そういう形で今提案されていることについて、議会で議論はしてもいいんですけども、今後のことをちゃんと担保する形のものを附帯決議でつけるという形で認めていって、かつ銅像は明智光秀のこれからやろうとすることの一部ですから、そのことだけで、この議論はすごい大事だと思うんですけど、これだけのことが出てき

たという、私の経験する限り可児市議会始まって以来ぐらいの熟議をしているかなとは思いますが、ぜひ前に進めていただく意味で、あるいは十分かどうかわかりませんが、担保できているのではないかと思うんですけれども、執行部に対してもこれぐらい議会としてはある意味反発があるということ、それはやっぱりそれだけのことをしたからと言っちゃうとあれですけれども、グレーのまま終わらせることになるかもしれませんけれども、でも何らかの担保をした上で次に進めるほうがいいかなと私は思っております。

○委員（山田喜弘君）　たくさん質問させていただきましたが、法令違反ではないという主張と、それをこちらから反証するものもないので、それは現状を受け入れるしかないのかなというふうに思いますけれども、やはり準備行為としては度が過ぎていたんじゃないかという1点と、議会に対する説明が足りなさ過ぎたんじゃないかなというふうに思っております。

それで、この後どうしていくかというのは、それでまず決めていきたいですし、修正案を出されるということなので、その結果も含めて次の本案についても態度を表明していきたいというふうに思います。

ただ、説明が足りないという部分というか、議会に対する説明については、企画部長は謝罪というか、言っていましたけれども、観光経済部長は一般論といいながら、担当以外で口を出していたということなので、それは看過できないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかにはよろしかったですか。

○委員（田原理香君）　やっぱり皆さんおっしゃるように突然に示されたということと、何よりもこれを可児市の新たなシンボルにしていきたいと思いますというふうにチラシにも載っていて、新たなシンボルというふうにするんだしたら、本当にもちろん議会もそうだし、市民の皆さんにも、みんなで本当に盛り上げて、これからもずっとずっと観光の人たちもふえて、この明智光秀公像をというところの、事前質疑にも出しましたけど、全然そういう積み重ねというのが全く見えてきてないというのが、今回非常に残念なことだと思います。そういうことを踏まえて、やっぱり今後同じようなことが繰り返されていくような、私は今のやり方では危惧します。なので、そういったことをしっかりと踏まえたものを、何がしか議会としてもしっかりと出していくということが必要なんだろうと思って聞いておりました。以上です。

○委員（伊藤健二君）　予算は歳入歳出両面で本来成り立っています。今回の補正予算は、御存じのとおり、債務負担で先送りしてでも、この事業全体の3,100万円については承認してくれという提示になっています。事実、この間のやりとり行為は、収入のカウントは11月8日から寄附金の受け付け切りかえもしていますし、一般的に明智光秀関連の事業については、ふるさと応援寄附金の関係でいうと、4月1日以降も載っているということでした。客観的なそういう資料も提示してそういう答弁でしたから、やっぱりそういうことでやっていきたいという意向はあったことは事実です。

問題なのは、この夏以降にきちっと腹が固まった時点で、一刻も早く、やっぱりこういう

方向でいきたいと思っているんで、具体化のために議会の皆さんも協力してほしいということ、市長が第一声をきちっと議会に対してやるべきことがやられるべきであったと。しかしそれがやられなかったというところで、その後のレベルでどれだけ担当部局に、市長がしっかり説明せよと言ったとかいう話も私聞きましたけれども、説明が悪いから、説明がなっていないというレベルの話では済まない。もっとはっきり言うと、この9月中に議会は定例会をやっていたわけですから、一言、まだ具体化、出と入りの予算の関係が十分じゃなくても、こういう意向でおるとということについては、大きな事業になるわけですから、またこれが今年度、来年度の可児市の市政にとっては決定的に重要な位置を占めておるという認識なんだということであるわけですから、余計きちっと説明するべきだった。百歩譲ってそういう機会をうまくつくれなかったとしても、9月30日の議会最終日に、市長は最後に、閉会に当たっての挨拶をするわけであって、挨拶で言い放しで逃げちゃうのはよくないとは思いますが、自分の気持ちが固まっていたならばそのことを触れて、10月期には必要な会議等をお願いして、議員の皆さんにも必要な説明をしていきたいと、可能な限りの説明を出していきたいという態度を表明するべきだったというふうに私は感じています。

どこまでをもって固まったかと言えるかという議論はなかなか難しい。特に、ブロンズ像をつくるなんて話は、そうそこらであるわけじゃないわけですから、岐阜市や岡崎市等々いろんな話が出ましたけれども、そういう点を考えれば、難しい面はあると思いますけれども、少なくとも今期、予算については委託料という予算の執行に当たっては、議会での議決を補正予算で、この12月議会ですらない限りは契約はできないと。これは今までの契約に関する基本事項を守っているわけですね。だけど、事態は、入りに関してはもう既に始まっていて、広報にも載り、山城サミットでも大々的に宣伝もし、カウントもされていて実際に収入も起きているわけですから、そういう点でいうと、入りについてはやったけれども、支出については決めていないからまだ事業は着手してないと、これはまさに詭弁の類に属すると私は思います。

ですから、結局各課的には議会に対する説明をパスしてしまっていて、それを後追いで弁明をしているという状況なんで、これはトップにどの場でやってもらうかはともあれとして、きちっと入り口の最初の発言を市長が議員に対してやるべきであったと、それをやらずに、その後の説明だけを何とかしておけというふうにしてしまったのが間違いのもとだということ、市長本人に理解をしてもらう、自覚をしてもらうことが必要だと。そういう形になるように対応していったらいいんじゃないかと私は思います。

なお、この事業それ自身については、先ほども発言しましたが、県内のかかわりのある市町では、やっぱり可児市は出おけているというふうに思っています。6月18日が光秀が亡くなられた日だということで、本能寺の変があったのも6月だそうですから、旧暦、新暦はようわかりませんが、ともあれ6月というところにイベントの意味合いを持ってきて、それでバージョンアップといいますか、ブースター効果で観光関係も含めてアップしたいという狙いがあるんでしょうから、この判断の是非はともあれ、早く今議会で結論を出

さないと、全体としては光秀プロジェクトはうまく流れていかないということと、もう既に世間には宣伝しまくっているわけで、今さらこれをひっくり返すというのはそう簡単にはできる話ではないし、そんなことになれば、議会にとっても市にとっても大変恥ずかしい話になるというふうに思います。そういう点では、適正な市長の責任はきちっとして、議会をパスするような、スルーするような話については、自分から、二元代表制ですから、市長が議会を解散する権限だって持っているわけですから、それぐらい対等な位置関係で、しかし執行権はあっちが持っているわけなので、そのことをきちっと議会に説明し、理解と協力を求めていくというふうに市長みずからがなってもらわないと、これはなかなか大変な話になるということをはっきりさせた上で、この案が改善するようにしてほしい。以上。

○委員（川上文浩君） 1点だけお言葉なんですけど、僕は福知山市も亀岡市も行って実際に見てきて、いろいろとやっているのと、決して可児市はおくれているんじゃない、可児市は進んでいますねと。亀岡市なんかは担当者と一緒に光秀御膳と一緒に食べてというあれでしたけど、決しておくれていることはないと思いますので、おくれているからブロンズ像建立だというのには持って行ってほしくないなというふうに思って、それは取る側のあれなので、決して別におくれているんじゃない、可児市は物すごく頑張っているねと向こうの職員が、京都府の職員が外向されていましたが、物すごくそれはおっしゃっていたんで、天羽委員も可児さんも一緒に聞いていましたけど、そういう意味では全然おくれていなくて、可児市は物すごく頑張っているというふうにおっしゃっていました。

○委員（田原理香君） 伊藤健二委員がおっしゃいましたように、この間ずっと執行部のほうから配慮がなかったとか、申しわけなかったということがありました。

でも、本当に伊藤健二委員がおっしゃいましたように、やっぱりさまざまな機会で、配慮がなかったにしても、とはいえトップみずからがさまざまな機会でお話しすることができたと、それをみずからしなかったということは大きいと思います。なので、そういったことを踏まえて、そうするとやっぱり議会と市との信頼関係みたいなもの、本当に市長がそれに対して議会に対してどう思っているのかということ、やはり何らかの形でそれを示すようなことがあるのは大事だなというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

もう意見も出尽くしたようですので、14時20分まで、正面の時計で休憩とさせていただきます。その後、討論と採決という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時22分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員（川上文浩君） 議事進行動議をかけさせていただきます。

その理由として、令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）の修正案を提出したいと

思います。

○委員長（板津博之君） ただいま川上委員から議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）についての修正案が提出されます。動議が出されました。これに同意される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

それでは、同意される方が見えますので、この修正案を本委員会でも取り扱いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 23 分

再開 午後 2 時 26 分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これより令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案が提出されましたので、提出委員の川上委員から、その提出理由について説明を求めます。

○委員（川上文浩君） 議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）修正案について、提案説明をさせていただきます。

令和元年度可児市の一般会計の補正予算（第 4 号）、歳入歳出予算の補正、第 1 条の歳入歳出予算の総額より、明智光秀公像建立委託料 1,550 万円を減額し、歳入歳出 317 億 5,320 万円とする。

また、第 3 表の 1. 追加、事項、明智光秀公像建立経費、期間、令和 2 年度、限度額 1,550 万円を削除する。

提案説明。

このたび上程された令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）修正案では、明智光秀公像建立委託料 1,550 万円と、債務負担行為の補正として 1,550 万円が上程された。

この事業については、補正予算審議の 1 カ月前以上の 10 月 25 日に記者発表され、可児市の広報 11 月 1 日号にも詳細が掲示され、寄附金募集にかかわるチラシの作成や、寄附金やクラウドファンディングを実施するなど、補正予算審議を待たず、事業と一体となる行為が事前に行われている。

また、像の建立や設置場所についても、市民意見を集約するなどの広聴も行われておらず、民意を反映した事業とは考えられない。

よって、明智光秀公像建立委託料 1,550 万円を減額するとともに、明智光秀公像建立経費の債務負担行為部分を削除し、像の台座部分の見直しや、設置場所の再検討について市民意見を聞くなどした上で、令和 2 年度当初予算編成に向けて事業を執行すべきものとして修正案を上程する。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これよりただいまの修正案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

○委員（山根一男君） 今回修正して、市民の意見を聞いた上で、もう一度当初予算でやり直せというような意味合いですね。それだけです。

○委員（川上文浩君） 提案説明したように、やるならば令和2年度の当初予算編成に組み入れて、それまでにしっかりと市民意見などを集約した上で、本当に場所、それから像についていいのかというのをしっかりとした上で、事業を執行していただきたいということで、今回は修正案を出させていただきました。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、続いて討論に入ります。

討論のある方はございますでしょうか。

○委員（山根一男君） 今の修正案に反対の立場で討論いたします。

確かに非常に不適切な部分を感じますし、市民意見が十分反映されていない部分が非常に感じますが、一義的にはやはりこれは議会と執行部の問題であって、市民からすると、やはりここで、もうまさにドラマが始まろうとするときにそういうことが議会で起きるといことになると、決してプラスにはならないと思いますので、何らかの、修正まではいかないという形での、議会の中でしっかりと執行部に伝える形でのやり方に私はしたほうが良いと思いますので、今の修正案に反対いたします。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに討論のある方、ございますか。

○委員（富田牧子君） 先ほど市民の間からというお話がありましたが、私がお聞きした市民の方からは、どうしてそういうものをつくるんだと。また、どうしてその場所にやるんだとか、いろいろあります。

それで、12月号の広報を見ても、市長が明智光秀になり切って語っておられますが、ちょっとやっぱり、余り市長の部屋からというふうなページとしてふさわしくないんじゃないかという意見もありますので、さまざまな意見がございます。

ですから、これが水を差すとかそういうことにはならないと思いますし、やっぱりきちっと筋の通った話をするというのが私たち議会ではないかというふうに思います。

ですから、1,550万円削る、また債務負担行為を削るということに対しては、私は賛成をしたいと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方。

○委員（山田喜弘君） 修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず川上委員より説明ありましたように、令和2年度の当初予算でもいいんじゃないかと、その前にしっかりと市民意見を聞くべきだということにも賛成していきたいというふうに思いますし、また議会への説明も本当に不手際があったんじゃないかというふうに考えております。そういう意味で、この修正案に賛成していきたいというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方。

○委員（大平伸二君） 修正案に反対の立場で討論させていただきます。

やはり先ほど山根委員も言われたんですが、せっかくもう目の前に大河ドラマが始まってきます。今の段階で手続論の話、やはり難しいところはあったんですが、何とかこの観光振興を盛り上げていきたいという思いで、時期的には6月ということも重々十分理解できましたし、執行部の説明で、私は何とか早期に盛り上げていくためにも、この修正案に対しては反対したいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方見えますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時34分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これで討論を終了といたします。

ただいま酒井委員が退席されましたので、御報告いたします。

それでは、これより議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）の修正案について採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

この修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成が少数であります。よって、議案第77号の修正案については否決となりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時37分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について、議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）までの3議案について討論を行います。

討論のある方は挙手願います。

それでは順番に、それぞれ富田委員から、どの議案に。

○委員（富田牧子君） 議案第77号に反対討論です。

○委員（山田喜弘君） 議案第77号に賛成です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方見えますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、議案番号の順番で討論を行います。

これより討論を始めます。

初めに、議案第 77 号に対する反対討論から行います。

○委員（富田牧子君） 先ほどは修正案が否決されまして、大変残念な結果になりました。

私は最後まで、この明智光秀公像の建立問題については納得がいきませんので、この補正予算にはこうした部分が入っております。また、債務負担行為で令和 2 年度に 1,550 万円を計上されておりますけれど、本来こうしたものは税金で行うべきではないという立場でございます。ふるさと納税といっても、それは税金の一種でございますから、そうしたところからお金を集めるということに対して納得がいきませんので、反対をいたします。

○委員長（板津博之君） 次に、賛成討論を行います。

○委員（山田喜弘君） この議案第 77 号が、予算が成立をして、何らかの措置ができるという形があります。そういう意味で、なかなか議会に対しては説明不足だったという部分もありますし、執行部は認めませんでしたけれども、事業を予算成立前に執行していないと、これは自分自身の質疑等のやりとりの中でも平行線でありましたが、何らか首長に議会としての態度をあらわしていただきたいというような希望を持ちまして、賛成とさせていただきます。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第 77 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 78 号 令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 78 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより議案第 79 号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 79 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 43 分

再開 午後 2 時 43 分

○委員長（板津博之君） それでは、そのほかに何かございましたらお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）の執行に対して、附帯決議案を提出させていただきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ただいま澤野委員から議案第 77 号についての附帯決議案の提出の動議が出されました。

これに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でありますので、この議案第 77 号についての附帯決議案を出すことについて、自由討議を行います。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

それでは、取り扱うことについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 2 時 44 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

これより澤野委員から、ただいま出されました議案第 77 号についての附帯決議案について説明を求めます。

○委員（澤野 伸君） お許しをいただきましたので、ただいま議決されました議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）の執行に対して、附帯決議案を提案させていただきます。

趣旨説明を行わせていただきます。

先ほど議論のありました令和元年度可児市一般会計補正予算の中においては、明智光秀公像建立委託費について 1,550 万円が計上されております。令和 2 年度に向けて債務負担行為をすることで、総額 3,000 万円を超える事業費を予定し、歳入を寄附金（ふるさと応援寄附金）で賄う事業であります。

今回、この事業は新規事業に位置づけされるものであるにもかかわらず、補正予算に計上され、しかも債務負担行為までされている。この事業内容は突然議会に示され、市民の代表である議会の意見は事業内容に反映させる機会もないまま広く公表されたものであります。

広く寄附金を募り、明智光秀公像建立を成功させるには、市民の御理解が何より重要であることは周知の事実であります。であるならば、市民の皆様が親しんでもらい、可児市のシンボルとして末永く心を寄せていただくものにならなければならないと考えております。よりよい事業にするためにも、市民の代表である議会との意思疎通が不十分であった事実は残念至極と言わざるを得ない。

さらに、明智光秀公像建立のための寄附金募集の事業が、広報「かに」11月1日号で既に先行されていることは、事業採択を待たずに事業が開始されたものと疑念を払拭できず、事業を提案する側としては不誠実であったと猛省を促したい。

議会と執行部は、市民福祉向上のため、お互いに力を合わせ邁進しなければなりません。新規事業の推進決定がなされた段階において議会の意見を聞くよう、これまで以上に配慮することを求めたい。議会と執行部が真摯に意見交換をすることで、よりよい市政を構築していかねばなりません。

明智光秀公像建立に当たっては、寄附金を募るわけであるので、目標額達成に向け、明智光秀公像建立の意義や効果など、さらなる努力を傾注し、市民への十分な説明が必要であると考えます。

また、明智光秀公像完成後に当たっては、像建立の意義と、その効果を最大限発揮させるためにも、市民との連携など考慮しなければならない事案があります。

当該事業により、観光振興の促進につなげ、交流人口の増加に寄与させる企画、イベントや地域活性化策など、今後に期待を寄せるものであります。しかしながら、その目的を達成するために、市、議会、そして市民と連携した体制づくりに積極的に取り組み、その役割を果たしていくべきと考えております。

そこで今回、以下、朗読をさせていただきますが、この予算執行に当たって附帯決議を行いたく、御提案を申し上げるものであります。

議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）についてに対する附帯決議。
明智光秀公像建立委託費の予算執行に当たり、次の事項について速やかに検討の上、実施されたい。

1つ、市民理解の醸成に向けたさらなる努力と、明智光秀公像建立と観光振興施策に結びつける具体的な取り組みの実施を図ること。

以上、趣旨説明にかえさせていただき、委員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの議案第 77 号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）についてに対する附帯決議案の案文につきまして配付をさせていただきますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時02分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員（澤野 伸君） 先ほど、私のほうから議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）についてに対する附帯決議案の提案をさせていただきましたが、一言変更させていただきたいと思っております。追加でございます。再度訂正したもので読み上げさせていただきます。

市民理解の醸成に向けたさらなる努力と、明智光秀公像建立を観光振興施策に結びつける具体的な取り組みの実施を早急に図ることということで、一言「早急に」ということを追記させていただきたく、お願いをいたします。

以上で提案とさせていただきます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいま澤野委員から提案をされました議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）についてに対する附帯決議案の案文について、これで本会議のほうに提出するという御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認め、予算決算委員会からこの議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）についてに対する附帯決議案ということで、委員長からまた提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、これで予算決算委員会を終了といたします。長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

閉会 午後3時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 12 月 10 日